

## 法定外公共物管理事業

法定外公共物とは、道路、河川等の公共物のうち、道路法、河川法、下水道法等で定められていないものをいう。法定外公共物の多くは、明治期以前に自然発生的に形成されたか、地域住民等によって作られ公共の用に供されていたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により国有地に分類された。

その後、平成17年に市町村に譲与された。

平成27年度においては、法定外公共物について以下の業務を実施した。

1. 法定外公共物明示業務
2. 法定外公共物占用許可業務
3. 法定外公共物地権整理業務

### 1. 法定外公共物明示業務

法定外公共物（里道、水路等）の境界確定業務を次のとおり行った。

件数	手数料
41件（内手数料免除 6件）	51,900円

### 2. 法定外公共物占用許可業務

法定外公共物の占用許可業務を次のとおり行った。

区分	占用物件内訳	占用料
一般占用	（一時占用を含む）1件	165,000円
関西電力(株)	電柱等 185本	419,040円
NTT西日本(株)	電話柱等 31本	33,920円
河内長野ガス(株)	ガス管 5,234m	792,640円
合計		1,410,600円

### 3. 法定外公共物地権整理業務

法定外公共物の筆界確定訴訟により既明示線を復元する必要がある場合などに、土地家屋調査士へ依頼する。また、不法占拠されている場合、適正化する。

国から譲与された法定外公共物	距離 (km)
里道敷	535
水路敷	665
合計	1200